

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／2月19日（木）13:00～16:00
- 場所／清水会館

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110番（さまざまな人権問題）
☎ 0570-003-110

子どもの人権 110番（いじめ・虐待など子どもの人権問題）
☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの権利。

人権だより

総務課（吉備庁舎）

電話 22-3291
ファックス 52-3210

身近な人権を考える

人権とは「人が生まれながらにして持つ権利」です。日本国憲法11条では「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」とうたわれています。

人間が人間として生きるために保証されている権利が人権ですが、私たちの身の回りを見渡すと、必ずしも守られているとはいえない状況があります。

昨今、異常気象の影響により、日本のどこにいても大雨による水害や地震などの災害に遭うリスクが高まっていると感じます。いざ被災し、避難生活を余儀なくされたとき、私たちは自分自身の人権、そして他者の人権を守ることができるでしょうか。また、世界では今もあちこちで戦争が起きていて、多くの人々が犠牲となっています。日本国内においても、SNSでの誹謗中傷や、ジーンダーによる差別・偏見が現実に存 在しています。

人権は、私たちにとって最も大切で、最も基本的な権利であります。平和な日常の中では当たり前のものとして受け止め、忘れがちになってしまいます。だからこそ、時々立ち

止まり、自分の人権は守られているか、また知らず知らずのうちに他人の人権を侵していいのかを見つめ直す時間が必要だと思います。

子どもの人権SOS ミニレター

か、また知らず知らずのうちに他人の人権を侵していいのかを見つめ直す時間が必要だと思います。

人権機関有田川理事 佐々木剛

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権問題への対応策として、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。

まちの相談パートナー 人権擁護委員

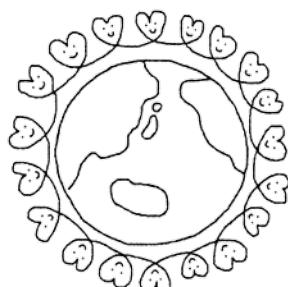
人権擁護委員は、国民の基本的人権を守り、人権の大切さを広く知つてもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する民間の方々です。

現在、全国の市町村に約1万4千人が配置されています。本町でも、街頭啓発・学校訪問・特設相談所の開設など、地域に根差した活動を行っています。

①人権啓発／住民一人一人の人権意識を高めるための啓発活動。

②人権相談／面談・電話・インターネット・手紙による人権相談への対応。

③人権侵害の被害者救済／被害者などからの申告を受け、法務局と連携して調査を行うなど、問題解決に導く。



●対象者／全国の小学校・中学校の児童・生徒

●内容／ミニレターを通じて、教師や保護者にも相談することができます。子どもたちの悩みを的確に把握し、学校および関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決に当たります。

●実施機関／法務局・地方法務局および都道府県人権擁護委員連合会

・地域交流センター（ALEC）
・金屋図書館

・しみず図書室